

Back Number

本論文は

# 世界経済評論 2021年9/10月号

(2021年9月発行)

掲載の記事です



世界経済評論

## 定期購読のご案内

年間購読料

1,320円×6冊=7,920円

6,600円

税込

17%

送料無料

OFF

富士山マガジンサービス限定特典

※通巻682号以降

定期購読  
期間中

デジタル版バックナンバー 読み放題!!



世界経済評論 定期購読



☎0120-223-223

[24時間・年中無休]

お支払い方法

Webでお申込みの場合はクレジットカード・銀行振込・コンビニ払いからお選びいただけます。  
お電話でお申込みの場合は銀行振込・コンビニ払いのみとなります。

Fujisan.co.jp  
雑誌のオンライン書店

# EU の対中国戦略 ： 欧州はいかなるツールで 何を目指すのか



慶應義塾大学総合政策学部准教授 鶴岡 路人

つるおか みちと 慶應義塾大学法学部卒業後、英ロンドン大学キングス・カレッジで博士号取得。在ベルギー日本大使館専門調査員、防衛研究所主任研究官などを経て2017年から現職。専門は現代欧州政治。著書に『EU 離脱——イギリスとヨーロッパの地殻変動』（ちくま新書、2020年）など。

欧州における対中国観が悪化するなかで、EUは、経済・政治の両面で中国を念頭に各種の政策ツールを足早に整備している。投資審査、補助金規制、デュアルユース技術の輸出管理、サイバー制裁、人権制裁など多岐にわたる。経済面のツールが多く、主たる目的はEUの経済的利益の擁護である。同時にそれはEUの比較優位を反映したものであり、EU流の「対中防波堤」構築の試みだといえる。

## はじめに

EU（欧州連合）の中国に対する姿勢が厳しくなっている。経済関係に支えられた「蜜月時代」は長続きしなかった。EUは中国との関係において何を狙っているのか。対中戦略を進めるにあたり、いかなる政策ツールを有しているのか。経済分野と、人権や安全保障といったその他の分野はいかにつながっているのか、あるいはつながっていないのか。本稿ではこれらを検討することにした。

今日のEU・中国関係を理解するにあたっての出発点となるのは、欧州における対中感情の急激な悪化である。2019年から2020年の1年間だけでも、米ピュー・リサーチ・センターの調査では、中国に否定的（unfavourable）な見

方をする人の割合が、スウェーデンでは70%から85%へ、ドイツでは56%から71%へと、ともに15ポイント上昇している<sup>1)</sup>。また、欧州外交問題評議会（シンクタンク）の調査では、新型コロナウイルスの拡大を受けて、2020年の短期間のうちにデンマークとフランスでは62%が対中観を悪化させた<sup>2)</sup>。欧州諸国間で相違が存在するのも事実だが、全体に共通した傾向も明らかである。

新型コロナ関連では中国の初期対応の悪さや情報隠蔽が問題視された。さらには、欧州のコロナ対応を批判し、同ウイルスの起源が中国であることを強硬に否定するような中国外交官などによる言説、いわゆる「戦狼外交」も欧州の反発を招いたと考えられる。ただし原因はそれのみではなく、中国によるEU企業買収を通じた技術流出の懸念、新疆ウイグルや香港などに

関する人権状況への反発、インド太平洋の安全保障への懸念の拡大などが複合的に作用し、欧州における対中感情の悪化と各国および EU による対中政策の引き締めが進行中である。

## I 「体制上のライバル」とは何か

そうしたなかで、EU の対中認識をいまだに端的に示しているのは、2019 年 3 月に公表された EU 文書「EU と中国——戦略的アウトlook」である。同文書は中国を、「共通の目的のための協力パートナー」、「利益の均衡を実現するための交渉相手」、「技術の主導権を巡る経済的競争相手」、そして「異なるガバナンスのモデルを促進する体制上のライバル (systemic rival)」であると位置づけた<sup>3)</sup>。

このうち、最後の「体制上のライバル」が注目され、中国側もこれに反発した経緯がある。実際、英語の「ライバル」という単語には、「競争相手」とは異なり、最終的には共存し得ないとの含意があるといわれ、非常に厳しい用語であることは否定できない。それでも重要なことは、この 4 つの側面が同時に存在しているという認識である。

そして、こうした複数の性質が併存していることが、EU にとって重要なのである。そのため、バイデン政権発足後に、ブリンケン (Antony Blinken) 国務長官が初めてブリュッセルを訪れ、ボレル (Josep Borrell) EU 外交・安全保障政策上級代表らと会談した際に EU 側は、この点に関する EU・米国間の共通認識確立を重視し、共同声明に盛り込んだことを大きな成果だと発信したのである<sup>4)</sup>。米中のディカプリング (離別) は欧州にとって深刻な懸念であり、それを和らげるのが、中国との関

係が協力を含めて複合的であるという言説なのである。つまり、「ライバル」一辺倒ではない。

その一環として上述 EU 文書でも強調されているのが EU・中国関係における「相互主義 (reciprocity)」の追求である。その背景には、特に経済関係においては中国に有利な状況が続いてきたとの認識があり、そうした状況を是正し経済的利益を擁護することが、EU の対中戦略の主要な目的になったのである。

## II 経済的利益の擁護ツール

経済的利益擁護のツールとして第 1 に挙がるのは、EU レベルでの投資審査 (investment screening) 制度の導入である。この背景には、中国企業 (しかも国有企業) による EU への投資が 2010 年代に入って急増し、ロボティクスや半導体、さらには AI (人工知能) やデータなどの重要技術が中国企業による合併・買収の標的になってきたとの現実が存在していた。これに対し、多くの先端技術を擁するドイツで特に警戒が高まったのである<sup>5)</sup>。

新たな制度は 2019 年 3 月に決定され、2020 年 10 月から完全に履行されることになった。各国が投資審査の制度を整備し、審査自体は各国が実施するものの、その情報を EU レベルで共有すること、2 カ国以上に影響するか EU の施策を損なう可能性がある場合に欧州委員会が差し止めの意見を発出できることなどが規定された<sup>6)</sup>。制度導入から日が浅いため、実際の効果のほどは未だ不明だが、これまでの過程を通じて、この問題への警戒心・問題意識が高まったことは事実だろう。

他方で、ドイツをはじめとする EU 各国で強い警戒感を引き起こした中国による対 EU の直

接投資は、2016年にピークを迎え、それ以降、2020年まで連続して減少している<sup>7)</sup>。ただし、投資額はいつでも変化し得る他、分野別ではインフラや情報通信技術、電器などが多くの投資を集めるなど、今後とも警戒を解くわけにはいかないのも現実である。

第2の柱は補助金規制である。EUにおいては国家補助（state aid）が極めて厳格に制限されている。単一市場における「公正な競争条件（level playing field：LPF）」を確保するためである。しかし、EU単一市場でともに活動するにも関わらず、EU企業と域外企業に適用される規制が異なるという、いわゆる「規制ギャップ」が生じていた。

そこで欧州委員会は2021年5月に、EU域内に準じた国家補助に関する規則を外国企業にも適用できるようにするための新たな制度の提案を行った<sup>8)</sup>。それによると、5億ユーロ以上の買収案件、2億5,000万ユーロ以上の公共調達案件に関して関係企業は、外国政府からの補助金についての情報を事前に欧州委員会に通報することが義務付けられる。それ以下の規模の案件についても、欧州委員会は独自に調査を開始できる。それらを受け、欧州委員会は買収や公共調達を阻止することや、通報違反への罰金を科すことが想定されている。立法化には一定の時間がかかる他、具体的な運用態勢の構築も容易ではないだろう。それでも、こうした提案を後押しした最大の要因が中国だったことは明確であり、EUとしての警戒心の高まりが示されている<sup>9)</sup>。

第3に、このところ急速に必要性・喫緊性が上昇しているのが、他国による経済的強要行動（coercive action）への抑止・対応メカニズムの整備である<sup>10)</sup>。2021年3月からまずは各界

からの意見聴取が始められた。2021年2月に発表された貿易政策レビュー文書でも、本件については、欧州委員会が立法プロセスを開始する旨記述されており、今後作業が本格化する見込みである<sup>11)</sup>。対象として想定されているのは、域外国による輸出入の制限、各種手続きの意図的な遅延などであり、そうした強要行動を抑止し、実際に発生した場合の損害を最小化するためのツールの新設が目指されている。

### Ⅲ EUの欲する投資協定

上述に加えて第4に重要になるのは、中国市場におけるEU企業の権利擁護である。この目玉として期待されてきたのが、中国との投資協定（Comprehensive Agreement on Investment：CAI）であった。

そもそも域外からの投資（FDI）の解放度はEUの方が中国よりも圧倒的に高い状態が続いていた。そのため、投資協定の主目的は、中国市場におけるEU企業の投資環境の改善だった。EUの視点からは、相互主義、そして「公平な競争条件」の実現が目指されたのであり、CAIはEUの経済的利益擁護のための重要なツールとの位置づけだった。そのため、ドイツをはじめとする欧州経済界、特に中国への投資規模の大きな大企業は、CAI締結を強く推進してきたのである。他方でそうした大企業を擁さず、CAIによる恩恵があまり期待出来ない諸国は、当初からこの交渉を冷ややかに見ていたことも否定できない。ドイツのための協定だといわれるのも頷ける。

加えて、EUにとっては、トランプ政権時代に締結された米中間の第一段階合意や、日本、豪州、中国などが参加する地域の枠組みである

RCEP（地域的な包括的経済連携）を受け、中国市場においてEU企業が相対的に不利な立場に追いやられることへの懸念が大きかった。CAIは、そうした状況を是正するためのツールでもあった。

同協定は2020年12月30日という、まさに年の瀬に駆け込みで大筋合意に至った。2020年後半はドイツが議長国を務めており、その期間中に間に合わせたのである。メルケル（Angela Merkel）首相自身が大筋合意に強いコミットを示し、自ら積極的に動いたと報じられている<sup>12)</sup>。CAIは、EU側が特に問題視してきた新疆ウイグルなどでの強制労働問題に関連し、ILO（国際労働機関）における強制労働の禁止に関する条約の批准を求め、中国側は、それらの批准のための「継続的、持続的努力」を行うとコミットすることになった<sup>13)</sup>。それでも、強制労働問題での中国側のコミットメントを不十分だとする批判は根強く、大筋合意以前から論争が続いていた。

大筋合意後は、後述のとおり新疆ウイグル問題でEUが中国に対して人権制裁を発動し、中国も報復制裁を課すなかで、投資協定は事実上頓挫することになるが、これが対中関係において、EUの経済利益擁護のために重要な枠組みである事実は変わらない。そのため、EUのインド太平洋戦略の方向性を定めた2021年4月の閣僚理事会結論文書でも、RCEPやCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的協定）が言及され、CAIを進める必要性が指摘されている<sup>14)</sup>。

#### IV 経済と安全保障の狭間

これらに加えて、対中関係では経済と政治・

安全保障の狭間ともいえる分野も重要性を増している。第1はEUが「開かれた戦略的自律（open strategic autonomy）」と呼ぶ、グローバル・サプライチェーンの多角化による経済強靱化である。新型コロナを受けて、医療関連を筆頭にさまざまな物資の供給体制の見直しが進められており、EUにおいても、この方面の重要性が急速に高まった。上述の通商政策レビューの重点もまさにそこに存在している。サプライチェーン多角化は中国のみに関するものではないが、「対中依存の軽減」が大きなテーマであることは論を俟たない。

第2は、サイバー攻撃への対処である。EU（諸国）へのサイバー攻撃はロシア関連のものが多いとされるが、中国関連も急速に増加しているといわれている。そうしたなかでEUは、2020年7月にロシア、北朝鮮と並んで中国に対してサイバー攻撃に対する制裁を発動した。攻撃に関与した個人と団体を特定したうえで、資産凍結や渡航禁止に踏み切ったのである<sup>15)</sup>。サイバー攻撃に対する制裁措置としては、初めての事例になった。

第3に、EUはデュアルユース技術の輸出管理強化にも着手している。対象となるのは主としてサイバー監視（cyber surveillance）技術であり、通信傍受関連の機器やソフトウェア、顔認証技術などが含まれる。これらが、国内での抑圧や人権侵害に使われることのないように輸出審査を各国で実施し、結果がEUレベルで集約され公表される他、企業に対しては「適切な注意（due diligence）」義務が課されることになった<sup>16)</sup>。近く適用が開始される予定である。

このデュアルユース技術の輸出管理強化も、制度上は中国を名指したのではなく、世界

中を対象としているが、この原動力となったのが香港情勢だったことは明確である。香港における国家安全維持法の適用などで、返還後50年間保証されたはずの「一国二制度」が大きく揺らぐなか、EUは2020年7月に、EU対外政策上の正式な制裁措置ではないものの、警察などの香港当局に対するサイバー監視製品の輸出停止や、一部加盟国が香港との間で締結していた犯罪人引渡条約の停止などの対処パッケージを採択した<sup>17)</sup>。

ただし、香港に関するその後のEUの動きは、EU・中国関係の困難さを体現する展開になっている。というのも、2021年春以降、EU外務理事会における香港に関する声明の発出がハンガリーの反対で複数回にわたって阻止されているのである。同国のオルバン（Viktor Orbán）政権はEUのなかでは際立った親中姿勢で知られている。1国の反対で行動がとれないEUの現実が改めて露呈したが、他方でドイツのマース（Heiko Maas）外相が「全く理解できない<sup>18)</sup>」としてハンガリーの姿勢を公然と批判するなど、EU内のフラストレーションが高まりつつある。

この事例においてハンガリーがどこまで中国の直接的圧力に晒されていたかは不明だが、中国が中東欧諸国にアプローチすることでEUの結束を阻止しようとしてきたことは否定できない。中国からの投資への期待が高かった中東欧諸国においては、それがなかなか実現しなかったことから幻滅が広がり、中国との関係にも大きな転機が訪れている<sup>19)</sup>。そのため、ハンガリーの姿勢がさらに目立つ結果にもなる。EUや米欧の中国に対する結束を阻止するために、有望な国に集中的にアプローチするのが、中国の典型的な手法である。

## V 人権制裁と経済関係のリンク

2021年に入ってからの大きな動きとしては、新疆ウイグル問題での中国に対する人権制裁の発動が注目される。EUは2020年12月にEU版マグニツキー法と呼ばれる「グローバル人権制裁レジーム」を成立させ、翌2021年3月22日の外務理事会で、中国などに対する発動が決定された<sup>20)</sup>。中国に関しては、新疆ウイグル自治区における強制労働などの人権侵害に関与しているとして、4人の個人と1つの組織が制裁の対象となった。内容は、EU域内の資産凍結とEUへの渡航禁止である。なお、この過程でもハンガリーが抵抗し、コンセンサス成立までに追加の日数を要したと伝えられている<sup>21)</sup>。

制裁発動の議論は、Ⅲ節で触れたCAIの締結に向けた詰め交渉が行われていた時期と重なっていた。そのため、協定締結を求める立場からは、EU・中国関係の雰囲気維持するためにも、人権制裁の発動に慎重な声があった。他方で、人権問題には人権制裁で対応することで、CAIは経済の問題として処理可能になるとのロジックも存在した<sup>22)</sup>。EU版「政経分離」である。人権制裁が発動できない状況が続けば、それは経済分野に波及してしまう。この議論に沿って解釈すれば、EUによる人権制裁の発動は、投資協定の断念や、経済より人権が重要であるとの判断の結果ではなかった。この点は極めて重要であろう。

今回の人権制裁は、1989年の天安門事件への対応以来、30年以上ぶりの対中制裁だと、内外のメディアでは大きく報じられた。しかし、制裁の中身自体は極めて抑制的だった。人権制裁レジーム自体、個人制裁を基本とする仕

組みであり、新疆ウイグルにおける状況の根本的変更を迫るというよりは、主に政治的メッセージの発信が目的だったのだろう。この決定・発表に至る過程、およびその後に關する注目点は次の2点である。

第1に、EUが3月22日の理事会で本件制裁を承認する予定であることは、しばらく前から表に出ていたが、その過程では、水面下でEUと関係国との間で極めて綿密な調整が行われていた。時差の関係でEUが最初に発表したものの、同日に、英国、米国、カナダがほぼ同じ内容の人権制裁を発表した。現地の状況や制裁対象となる個人の情報などは、機密性の高いインテリジェンスだが、それらはかなりの程度EUと関係国の間で共有されたのだろう。つまり、発表日を合わせたという表面的なこと以上に、緊密な連携があったと考える必要がある。なお、あえて付言すれば、このネットワークに日本は全く入っていないということになる。

第2に、EUなどによる制裁発動後の焦点は中国による報復の制裁措置、そしてそれに対するEUの反応である。中国政府は、EUによる制裁発表の同日、EUに対する報復制裁を発表した。個人制裁の対象となったのは5名の欧州議会議員、オランダ、ベルギー、リトアニアの国会議員各1名、ドイツとスウェーデンの研究者各1名の計10名だった。加えて、EUの政治安全保障委員会（PSC）や中国専門のシンクタンク（在ベルリンのメルカトール中国研究所）が対象になった<sup>23)</sup>。選挙で選ばれた政治家や、独立性が特に重視される研究者などが制裁対象になったことは、EUの極めて強い反発を呼び起こした。

一連の過程で、EUと中国の双方に誤算が生じたのではないか。EU側は、自らの人権制裁

に対して中国が何らかの報復措置をとることまでは想定していたが、中国の制裁は、EUの想定とは、分野も規模も異なるものだった。端的にいうと、中国の反応はEUの想像以上だった<sup>24)</sup>。そして、中国による報復制裁へのEUの反発の強さが、今度は中国側には想定以上だった。欧州議会は5月20日、欧州議会議員などに対する制裁が続く限り、投資協定の承認に関するプロセスを凍結するとの決議を圧倒的賛成多数で可決した（賛成599票、反対30票、棄権58票<sup>25)</sup>）。

この欧州議会による決議の前にも、投資協定の最終交渉を担当する欧州委員会から、政治レベル（欧州委員レベル）の関与を伴う作業を停止しているとの発言があった<sup>26)</sup>。3月の中国によるEUへの制裁の段階から、同協定が欧州議会で承認される可能性は大幅に低下していたが、今回の欧州議会の決議が、いわば「とどめを刺す」格好になった。なお、そもそもCAIは締結に至っていない交渉中の協定であり、欧州議会の正式な承認プロセスが始まるのは、いずれにしてもまだ先のことだった。

人権問題を経済に波及させないための人権制裁だったものの、結果としては、中国による報復制裁やそれに対するEUの反発などを経て、「政経分離」が維持できない状況に至ったのである。さらに、経済的利益を確保可能な経済関係を維持しつつ、政治問題では人権などの価値の擁護を追求するという両睨みのアプローチも、維持することがより困難になりつつあるのが現状だろう。

## VI 「防波堤」から「包囲網」へ？

投資審査や補助金に関する対策などは、いず

れも「対中防波堤」と考えることができる、いわば防御的な措置である。それに対して、人権制裁やサイバー制裁、さらにはデュアルユースの輸出管理などは、より能動的な側面を有し、「対中包囲網」を部分的に構成するものともいえる。他方で、人権制裁やサイバー制裁はいずれも規模が小さく、中国政府の行動の変更を本気で迫るといよりは、EUとしての不満や警告を発するのが目的だと考える方が現実にはしている。

より本格的な「包囲網」の構築を目指すのであれば、EU 単独では困難であり、米国や日本といった同志国との連携が不可欠となる。米 EU 間では、バイデン (Joe Biden) 政権の誕生を受けて、中国を念頭に置いた経済安全保障関連での連携が急速に進みつつある。就任後初めての外国訪問として欧州を歴訪したバイデン大統領は 2021 年 6 月、ブリュッセルで米 EU 首脳協議に臨み、「貿易・技術理事会 (Trade and Technology Council : TTC)」の創設で合意した<sup>27)</sup>。この目的には、技術、デジタル、サプライチェーンなどに関するグローバルな協力の推進が含まれる他、AI (人工知能) などを対象とする技術基準に関する協力、環境技術、データガバナンス、輸出管理、投資審査などに関する作業部会が設置されることになっている。

米 EU 首脳協議の文書上では、これらに関して中国への直接的な言及はないものの、中国が念頭に置かれているであろうことに疑いの余地はない。TTC の創設は、当初 EU 側で検討されてきたものだったが、バイデン政権の対中戦略にうまく合致することになった<sup>28)</sup>。

日 EU 間でも中国を念頭においた協力は近年大きな位置を占めるようになってきている。また、日本でも経済安全保障やエコノミック・ステイ

トクラフトという用語が市民権を得つつある。「信頼性のある自由なデータ流通 (DFFT)」は、安倍政権期からの日本の重要なイニシアティブであり、EU とも協力の模索が続いているが、新興技術に関する協力が進んでいるとはいえない。それでも、日 EU 間の「連結性パートナーシップ (connectivity partnership)<sup>29)</sup>」は、対中国の観点でも注目される。日本と欧州の間に位置する諸国に対して、質の高い持続可能なインフラ構築などの支援をすることが目的である。これも対中国であることは明記されないが、「質の高い」や「持続可能」は中国のやり方に対するアンチテーゼである。

なお、上述米 EU 首脳協議の直前には、英コーンウォールで G7 首脳会合が開催され、ここでは、「世界のより良い再建 (Build Back Better for the World : B3W)」と呼ばれるイニシアティブが打ち出された<sup>30)</sup>。途上国でのインフラ開発を主眼としたものであり、質の高い、そして環境負荷の少ないプロジェクトが柱となる。これについては、まだ詳細が交渉中であり、具体像はみえてこないが、中国の一路への代替案の提示が目指されていることは明らかである。

これらが本格的に動き出せば、EU の対中戦略は、受け身の色彩の強い「防波堤」から、より能動的な「包囲網」という次の段階に進むことができるのかもしれない。

## おわりにかえて

上述から浮かび上がる EU の対中戦略は多面的である。経済的関係の維持と人権を含む政治的立場の堅持のジレンマも明らかだろう。中国に対する厳しさとその限界のせめぎあいでもあ

る。EU 加盟国間の足並みをいかに揃えることができるかも、引き続き大きな課題だといえる。それでも特徴として指摘すべきは、EU が経済的利益擁護のためのツールを極めて重視していることである。これらは EU の有する比較優位の活用でもあり、合理的判断だろう。

経済利益の擁護自体は EU にとって当然の課題だが、この背景には、米中の戦略的競争時代において、EU として米国に依存し続けられないとの判断も存在している。自分の利益は自分で守らなければならないのである。対中関係が全般に悪化するなかで CAI を断念していない理由もそこにある。

こうした感覚が強まった直接的な背景はトランプ (Donald Trump) 政権による「米国ファースト」の姿勢だった。そのため欧州は、バイデン政権の誕生を大歓迎したわけだが、トランプ政権が体現した対外姿勢の芽がなくなったわけではない。いつまた再浮上するかわからない。そのため、上述の「開かれた戦略的自律」のアジェンダも、終わりにするわけにはいかないのである。

EU が策定を進めるインド太平洋戦略は、サプライチェーンの多角化を含め、中国依存の軽減を一つの軸として展開されるとみられる。その文脈で日本やオーストラリアとの協力が強調されるとともに、米国との協力も重要な課題となる。

そうした EU の対中戦略をみる日本の視線は、いまだにかなりの程度、懐疑的である。「中国に甘い欧州」という認識も依然として根強い。中国との地理的關係が異なる以上、日本と EU の中国に関する利害が完全に一致することは、今後ともないであろう。しかし、良好な経済関係と政治・安全保障面での厳しい姿勢の

両立は、日本と EU が共有する課題だといえる。そうしたなかで中国に関する日 EU 協力を進める第一歩は、互いの対中戦略ツールを理解することである。連携の可能性は従来以上に大きくなっているはずである。

#### 【注】

- 1) Laura Silver, Kat Devlin and Christine Huang, "Unfavorable views of China reach historic highs in many countries," Pew Research Center, 6 October 2020.
- 2) Janka Oertel, "China, Europe, and covid-19 headwinds," Commentary, ECFR, 30 July 2020.
- 3) Joint Communication, "EU-China – A strategic outlook," JOIN (2019)5 final, Strasbourg, 12 March 2019, p. 1. 同文書の分析を含め、EU の対中関係については下記を参照。林大輔「欧州の中国認識と対中国政策をめぐる結束と分断」令和元年度外務省外交・安全保障調査研究事業「中国の対外政策と諸外国の対中政策」（日本国際問題研究所、2020年3月）、田中俊郎「EUと中国——EUはどう中国と向かい合おうとしているのか」『国際問題』（2020年5月号）。
- 4) Josep Borrell, "A week with high diplomatic tensions," EEAS Blog, 29 March 2021; EEAS, "Joint press release on the meeting between High Representative/Vice-President Josep Borrell and the U.S. Secretary of State Antony Blinken," Brussels, 24 March 2021.
- 5) 投資審査の背景や位置づけについては、礪波亜希「海外直接投資は脅威になり得るのか——欧州の対内投資規制制度を例に」『防衛学研究』第60号（2019年3月）を参照。
- 6) European Commission, "EU foreign investment screening mechanism becomes fully operational," Press Release, Brussels, 9 October 2020.
- 7) Agatha Kratz, et al., *Chinese FDI in Europe 2020 Update*, Rhodium Group/Mercator Institute for China Studies (MRICS), June 2021, pp. 9–10 and 12–13.
- 8) European Commission, "Commission proposes new Regulation to address distortions caused by foreign subsidies in the Single Market," Press Release, Brussels, 5 May 2021.
- 9) "Brussels prepares new rules to clamp down on foreign public subsidies," *Financial Times*, 27 April 2021; "China Faces Tougher Rules on Its European Deals Spree," *Wall Street Journal*, 5 May 2021.
- 10) European Commission, "Inception impact assessment," Ares (2021)1326295, Brussels, 17 February 2021.
- 11) Communication from the European Commission, "Trade Policy Review – An Open, Sustainable and Assertive Trade Policy," COM (2021)66 final, Brussels, 18 February 2021, para. 3.2.6.
- 12) 例えば、鶴岡路人「EU・中国投資協定——問われるのは中国との関係の将来像」笹川平和財団 IINA（2021年2月4日）参照。
- 13) "The EU-China Comprehensive Agreement on Investment (CAI)," Section IV, Sub-section 3, Article 2.

- 14) Council of the EU, "EU Strategy for cooperation in the Indo-Pacific – Council conclusions," Brussels, 16 April 2021, para. 6.3.
- 15) Council of the EU, "EU imposes the first ever sanctions against cyber-attacks," Press Release, 30 July 2020.
- 16) Council of the EU, "Trade of dual-use items: new EU rules adopted," Press Release, 10 May 2021.
- 17) Council of the EU, "Council conclusions on Hong Kong," Brussels, 24 July 2020.
- 18) "Germany slams Hungary for blocking EU criticism of China on Hong Kong," Politico.eu, 10 May 2021.
- 19) 東野篤子「中東欧・中国関係の変質と『17+1』首脳会合」『ROLES REPORT』（東京大学先端科学技術研究センター）第1号（2021年3月）。
- 20) Council of the EU, "EU imposes further sanctions over serious violations of human rights around the world," Press Release, Brussels, 22 March 2021.
- 21) "EU to sanction Chinese officials over human-rights violations," *Wall Street Journal*, 11 March 2021.
- 22) Noah Barkin, "Watching China in Europe," Germa Marshall Fund of the United States (GMF), March 2021.
- 23) Ministry of Foreign Affairs (China), "Foreign Ministry Spokesperson Announces Sanctions on Relevant EU Entities and Personnel," Beijing, 22 March 2021.
- 24) "China throws EU trade deal to the wolf warriors," Politico.eu, 22 March 2021.
- 25) "European Parliament votes to 'freeze' investment deal until China lifts sanctions," Politico.eu, 20 May 2021. 決議全文は下記。"European Parliament resolution of 20 May 2021 on Chinese countersanctions on EU entities and MEPs and MPs," European Parliament, 2021/2644 (RSP), Brussels, 20 May 2021.
- 26) "EU efforts to ratify China investment deal on ice after sanctions," AFP, 5 May 2021.
- 27) "EU-US Summit Statement: Toward a renewed Transatlantic Partnership," Brussels, 15 June 2021, para. 17-18.
- 28) 当初の EU 提案については下記参照。Joint Communication to the European Parliament, the European Council and the Council, "A new EU-US agenda for global change," JOIN (2020) 22 final, Brussels, 2 December 2020.
- 29) 外務省「持続可能な連結性及び質の高いインフラに関する日 EU パートナーシップ（仮訳）」（2019年9月27日）。また、鶴岡路人「安倍外交におけるヨーロッパ——『主流化』は実現したのか（前編）」日本国際問題研究所（2020年9月29日）。
- 30) 外務省「G7 カーピスバイ首脳コミュニケ（仮訳）」（2021年6月13日）。

## YouTube 動画配信・世界Econo.Bizセレクト

国際貿易投資研究所では YouTube による動画配信を行っています。  
 ホームページよりアクセス可能です。(http://www.iti.or.jp)

### 【主な動画配信】

- ・ 著者を囲む読者座談会〈世界経済評論 2021年7・8月号〉(2021.07.06)
- ・ 世界経済評論 2021年7・8月号〈【特集】グローバル化の評価と行方：進・資本主義への鼓動〉のご紹介 (2021.06.16)
- ・ 著者を囲む読者座談会〈世界経済評論 2021年5・6月号〉(2021.05.12)
- ・ 世界経済評論 2021年5・6月号〈【特集】経済安全保障の罟：問われる国・企業の国際力〉のご紹介 (2021.04.14)
- ・ 「イスラーム金融と ESG—コロナ禍を受け「社会」要素を中心に進展が加速—」金子寿太郎 インパクト (2021.04.14)
- ・ 「米国はなぜグローバル競争力を高めているのか」高橋俊樹〈世界経済評論 2021年3・4月号〉(2021.04.01)
- ・ 著者を囲む読者座談会〈世界経済評論 2021年3・4月号〉(2021.03.15)
- ・ 「WTOにおけるソフトローの役割：WTO と他の国際機関との協力関係の推進」松下満雄 (2021.03.12)
- ・ 「『北京』 デジタル産業集積におけるセグメントの構築」朽木昭文 インパクト No. 2016 (2021.02.25)
- ・ 「中国企業の ASEAN 事業動向」牛山隆一 ～第5回 ITI 連続セミナー (2021.02.17)
- ・ 「チャイナ+1 とベトナムの工業化の新しい段階」トラン・ヴァン・トゥ ～第4回 ITI 連続セミナー (2021.02.10)
- ・ 世界経済評論 2021年3・4月号〈【特集】米国のレジリエンスとグローバル経済の回復〉のご紹介 (2021.02.10)
- ・ 「マレーシアにおける『一帯一路』の問題点」小野沢 純 ～第3回 ITI 連続セミナー (2021.04.23 更新)
- ・ 「タイおよびラオス北部の陸路連結性と中国経済の浸透」藤村 学 ～第2回 ITI 連続セミナー (2021.01.28)
- ・ 「チャイナ+1 はどこか」大木博巳 ～第1回 ITI 連続セミナー「米中経済戦争・一帯一路と ASEAN」(2021.01.21)
- ・ 著者を囲む読者座談会〈世界経済評論 2021年1・2月号〉(2020.12.28)
- ・ 世界経済評論 2021年1・2月号〈【特集】コロナ後の大転換：政策・経営・消費社会〉のご紹介 (2020.12.21)

一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI) TEL : 03(5148)2601 / FAX : 03(5148)2677  
 〒104-0045 東京都中央区築地 1-4-5 第37 興和ビル3 階 E-Mail : jimukyoku@iti.or.jp/ URL : http://www.iti.or.jp/